相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県福井市毛矢二丁目九〇二番地、最後の住所福井県福井市大和田町第二三号一番地グリーンライフ大和田

被相続人　亡　香門八壽雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月一日

福井県福井市中央一丁目二〇番一五号

相続財産管理人　田中　住江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区中切町四丁目六〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　早川　直樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月一日

名古屋市中区丸の内二―八―一一セブン丸の内ビル四階

相続財産管理人　弁護士　浅賀　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県直方市大字植木一七九番地、最後の住所大阪府堺市西区浜寺船尾町東四丁三八番地三〇四　被相続人　亡　品川　嘉明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月一日

大阪府松原市上田七丁目四番一八号のぞみビル二階　相続財産管理人　今田　剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県有田市宮崎町二三四二番地二一六、最後の住所和歌山県有田市宮崎町二四三四番地　被相続人　亡　嶋田みのり

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月一日

事務所和歌山市十二番丁一〇　本山ビル三階　和歌山合同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　芝野　友樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡北栄町西園一〇〇一番地五、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　工野つま江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月一日

鳥取県倉吉市見日町三一七番地　種部ビル

相続財産管理人　弁護士　濱田由紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県生葉郡星野村一六二三三番地、最後の住所不詳　被相続人　亡　馬場　キセ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月一日

福岡県八女市黒木町桑原二七三三番地

相続財産管理人　司法書士　樋口　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市赤間四丁目九一〇番地、最後の住所福岡県宮若市長井鶴八八五番地一

被相続人　亡　出光　豊美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月一日

福岡県直方市新町三丁目一番六号

相続財産管理人　司法書士　林　正隆

無縁墳墓等改葬公告

墓地等整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年三月一日

一、墳墓等所在地　長崎県対馬市厳原町天道茂四七四番地

一、墳墓等の名称　天澤寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　長崎県対馬市厳原町天道茂四七五番地　天澤寺住職　梅野　法順

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成28年3月1日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社けやき観光（けやき観光）　②第3種旅行業　③宮城県知事登録旅行業第3―337号　④株式会社けやき観光　仙台市太白区長町七丁目11番8号　代表取締役　奥海幸延　⑤旅行事業室　仙台市泉区泉中央一丁目13―6　⑥平成22年12月6日　⑧平成27年12月4日　⑩300万円　⑪宮城県知事　⑫仙台市太白区長町七丁目11番8号　株式会社けやき観光　代表取締役　奥海幸延

B　①有限会社南京ツアー・コンサルティング　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3―6074号　④有限会社南京ツアー・コンサルティング　東京都世田谷区粕谷二丁目4番7―302号　取締役　小倉晴久　⑤本社営業所　東京都世田谷区粕谷二丁目4番7、パークホームズ薔花恒春園フォレストコート―302号　⑥平成17年9月30日　⑧平成28年2月10日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都世田谷区粕谷二丁目4番7―302号　有限会社南京ツアー・コンサルティング　清算人　小倉晴久

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十二月十六日厚生労働大臣の承認に基づき終了したので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年一月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月一日

宮城県石巻市双葉町一〇番二九号

南光運輸株式会社確定給付企業年金

清算人　高橋　朗